

魚津市告示第102号

魚津市農業委員会の委員選任に関する要綱の一部改正について
魚津市農業委員会の委員選任に関する要綱（平成29年魚津市告示第10号）
の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

魚津市長 村椿 晃

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第1条－第10条 (略)</p> <p>(評価委員会の組織等)</p> <p>第11条 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>産業振興部長</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2－5 (略)</p> <p>(評価委員会の事務局)</p> <p>第12条 評価委員会の事務局は、<u>産業振興部</u>農林水産課に置く。</p> <p>第13条－第15条 (略)</p> <p>様式第1号－様式第3号 (略)</p> | <p>第1条－第10条 (略)</p> <p>(評価委員会の組織等)</p> <p>第11条 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 副市長</p> <p>(2) <u>産業建設部長</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2－5 (略)</p> <p>(評価委員会の事務局)</p> <p>第12条 評価委員会の事務局は、<u>産業建設部</u>農林水産課に置く。</p> <p>第13条－第15条 (略)</p> <p>様式第1号－様式第3号 (略)</p> |

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。